

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ステラケミファ株式会社	コード	4109
提出日	2024/6/4	異動(予定)日	2024/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	西村 勇作	社外取締役	○														○		有
2	松村 真恵	社外取締役	○														○		有
3	山本 淳	社外取締役	○														○		有
4	西野 佳代子	社外取締役	○														○	新任	有
5	内田 明美	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		西村勇作氏は、弁護士としての専門的な知見および幅広い経験を有しています。監査等委員である取締役就任以降、それらの知見・経験を活かし、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化に寄与してまいりました。また指名報酬委員会の委員としても、社外取締役としての立場から、取締役候補者の指名や取締役の報酬等の決定に関する透明性判断に際し、積極的な助言や議論を行っており、これらの実績により、また引き続き貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者として指名し、選任に至っております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、前述の理由から、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
2		松村真恵氏は、税理士としての専門的な知見や税務署長等の要職を通じて培われた幅広い経験を有しています。監査等委員である取締役就任以降、それらの知見・経験を活かし、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化に寄与してきた実績により、また引き続き貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者として指名し、選任に至っております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、前述の理由から、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
3		山本淳氏は、弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有しています。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし業務執行に対する適切な助言等を行っていただくことにより、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化への貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者として指名し、選任に至っております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、前述の理由から、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
4		西野佳代子氏は、税理士としての専門的な知見や税務署長等の要職を通じて培われた幅広い経験を有しています。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし業務執行に対する適切な助言等を行っていただくことにより、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化への貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者として指名し、選任に至っております。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、前述の理由から、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
5		内田明美氏は、経営企画、人事、リスク管理に関する豊富な知識と、他社での企業経営の経験を有しております。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし業務執行に対する適切な助言等を行っていただくことにより、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化への貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者として指名し、選任に至っております。なお、同氏は前述の理由から、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

4. 補足説明

・取引についての軽微基準：当社の売上高、仕入高、借入金1事業年度あたり1000万円を超える法人等との取引に該当しない場合。 ・寄付についての軽微基準：寄付金額が1事業年度あたり500万円以下の場合。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。